

こんにちは 家畜保健衛生所です

家保便り 第27-2-12号

平成27年 10月9日

牛トレーサビリティ法の届出義務違反について

牛トレーサビリティ法で定められた「出生の届出」において、実際の出生日から遅らせた日を出生日として届け出たとして、熊本県と佐賀県内の農家3人が牛トレーサビリティ法義務違反で九州農政局から届出の修正、再発防止に向けた体制の構築について催告を受けました。

昨年度以降2例の事案が判明し、全国でトレーサビリティ制度の周知、徹底を図っている中での違反事例でした。

飼養者のみなさまにおかれましては、今一度、同法に基づく届出についてご確認いただき遵守くださいますようお願いいたします。



牛の出生や異動の届出は、**速やか**、かつ、**正確**に行いましょう。

- 牛の管理者には、牛トレサ法に基づく耳標の装着及び各種届出が義務づけられています。
- 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、牛トレサ法に基づく罰則の対象となります。
- さらに、各種補助金の対象から除外されたり、返還を求められる場合もあります。